



2018年9月25日 第135号  
**北九州労健連ニュース**

TEL 093-871-0449 FAX 093-872-3695

〒804-0094 北九州市戸畑区天神 1-13-13 シェルム天神 1F

北九州労働者  
の健康問題連  
絡会議 発行

<http://rokenren.com/>

6月24日(日)戸畑生涯学習センターにて北九州支部で初めての試みとなる、労働安全講習会を支部労安部が主体となり開催し、組合員8人が参加しました。



労働安全講習会はROUAN塾の卒業生が企画に携わり、一人親方の組合員を対象に、労災事故の未然の防止策や現場での安全への視点の獲得、現場で守られるべき基本的なルール等の学習と経験交流を目的に開催されました。

**労働安全講習会  
とROUAN塾**

まず、冒頭に平安書記次長より、近年の支部組合員の事故について、事故が起きやすい時期や事故の種類などの傾向について説明があり、その後、熱中症の基本的な対策について参加者全体で学習をしました。

また、直近5年の北九州支部における一人親方労災事故発生状況から、脚立での墜転落事故が特筆して多かったため、安全学習DVDでは「これが正しい脚立の使い方」を視聴し、参加者は映像内での不安全行動の紹介に共感していました。

休憩をはさみ、後半は参加者全員でKJ法に

よるグループ討論を行い、教育、労働環境、適切な安全装備、作業時の課題、教訓の一つでも欠けると作業員の意識は向上しない」「全てが確保された現場では労働災害の発生は極力少なくなる」といった結論(まとめ)を導きだしました。

グループ討論を終えた参加者からは、「事故は本人の意識だけが原因ではなく、現場で適切な指導・教育がされていないことや道具の不備なども原因であることに気付いた」「事故を起こさないためにはたくさんの要素に気をつけないといけない」などの意見があがり、全体で労災事

故についてさまざまな原因、対策についての考えを深めることができました。

最後には、参加者全体で、建設業で今後事故が少しでも減るように、まずは組合内でも講習会で学んだことや情報を分会などで組合員に伝えていき、普段から意識をしていくことが大事と確認し講習会を終えました。



(福建労北九州支部・石迫直記)

## 関西建設アスベスト京都1陣訴訟 大阪高裁で全面勝利判決!!

8月31日、大阪高等裁判所は、関西建設アスベスト京都1陣訴訟（被災原告数25人）において、国と企業双方の責任を認め、国に対して1億8千885万円、企業10社に対して1億1千319万円の賠償を命じ、原告全員を救済する判決を言い渡しました。



同日、博多バスターミナル14ホールで開催した判決連帯集会では、全面勝訴の画期的な判決に参加者一同で喜びを爆発させました。

国の責任が認められたのは、今回の判決を含めて9回連続となり、国が防じんマスクの着用・集じん機付き電動工具の使用及び警告表示の義務付けを怠った違法性の時期についても、1審京都地裁の判決と同様の時期が認められました。国の責任が9回連続して認められたことは、国の責任に関する司法判断は完全に確立したと言えます。

さらに、再び屋外作業に対する国の責任を認めたことは、屋外でのばく露の危険性を否定する国の誤りを明確に断罪するもので、大きな前進です。

また、一人親方及び中小事業主においては、3月14日の東京高裁判決に続き、国賠法上の保護範囲に含まれるとして救済を認めたことは、労働者同様に現場で働き、等しく被害を受けた

一人親方の就労実態に真摯に向き合った判断と言えるものです。

被告アスベスト建材メーカーについては、主要被告企業であるエーアンドエーマテリアルやニチアス、ノザワなど10社に上り、警告表示をせず危険なアスベスト建材を市場に流通させた責任を断罪し、共同不法行為責任を認めました。

新たにクボタと日本バルカーの責任を認めたことは、企業の責任に関する判断を拡大したものととなります。

昨年10月27日の東京高等裁判所の判決に続く高裁での2例目の企業責任が認められた判決で、石綿の危険性を知りながら輸入し、製造、販売を続けていたアスベスト建材メーカーの責任が認められる司法判断の流れが、確立されつつあります。



今判決の裁判では、原告25人の内、すでに16人が残念ながら亡くなっています。国及びアスベスト建材メーカーは、今回の判決を真摯に受け止め、責任を認め上告せず、すみやかに原告らに謝罪し、早期全面解決に踏み出すべきです。

(福建労北九州支部・平安将隆)

# 人事院勧告「働き方改革と勤務環境の整備等」 についての考察

北九州労健連議長 永野忠幸

今年の人事院勧告の公務員の人事管理に関する報告では、「働き方改革関連一括法」の成立を受けて、労働時間の問題で、超勤上限規制が設けられることとなったが、厚労省ガイドラインにもとづく労働時間管理や、厚労省限度基準にもとづき原則月 45 時間・年 360 時間以内とすることが明文化されました。しかし、国会答弁資料作成などの「他律的な業務」については過労死ラインの月 100 時間未満、年間 720 時間以下としていることは容認できないものです。

////////////////////////////////////

地方自治体でも「集中改革プラン」による人員削減、非正規化や民間委託などが行われてきた結果、長時間労働をはじめ、今年7月の西日本豪雨災害でも見られるように被災自治体における初動・復旧作業態勢、被災者支援などの対応で、行政サービスに支障をきたすなどの矛盾が顕在化しています。人事院が働き方の原則しつかり定め、誰もが安心して働き続けられる職場体制を実現すること、正規職員を基本とする人員増を報告することこそ必要です。

////////////////////////////////////

## 勧告で、1ヵ月 45 時間・年間 360 時間を明文化

「国家公務員の超過勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に各省各庁の長から命じられて行うものとされており、民間労働者の時間外労働と枠組みは異なっている。しかしながら、公務においても職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間労働を是正すべき必要性は異なるものではなく、超過勤務の縮減に取り組んでいく必要がある。

国家公務員については。これまで、人事院が「超過勤務の縮減に関する指針」で年間の超過勤務

の上限目安時間数を示してきたが、民間労働法制の改正を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき人事院規則で定めることとし、原則、1 箇月について 45 時間かつ 1 年について 360 時間と、国会対応など他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては 1 箇月について 100 時間かつ 1 年について 720 時間等と設定する。」

////////////////////////////////////

### 勧告内容について

#### 健康保持措置

- ① 職員の健康保持措置についても、1 箇月について 100 時間以上の超過勤務を行った職員等に対しては、職員からの申し出がなくとも医師による面接指導を行うこととする。
- ② 超過勤務の多い職員から申請があった場合の面接指導について、その対象となる超過勤務時間数の基準を 1 箇月について 100 時間から 80 時間に引き下げることにする。
- ③ あわせて、面接指導の適切な実施を図るため、超過勤務手当が支給されない管理職員も含めて、各省各庁の長は適切な方法により職員の健康管理を行えるよう健康管理医の機能強化を図ることとする。
- ④ さらに、年次休暇の使用を促進するため、各省各庁の長は、休暇の計画表活用等により、一年の年次休暇の日数が 10 日以上職員が当該年において年次休暇を 5 日以上確実に使用することができるよう配慮することとする。

# 73年目の 終戦記念日



1945年8月15日、私は小学校2年生（8歳）で北朝鮮の感興というところで終戦をむかえました。日本の侵略地ではありませんが、北朝鮮は、あかしやの花が真っ白に咲き、冬は

川の流れが凍りつきその上を馬車が通るほどでした。

川岸には直径30～40センチほどの（？）穴があげられ、朝鮮人のおばさんたちが、氷の下から水をくみだし洗濯棒でたたいて洗濯するのどかな景色もおもいだされます。りんご、キムチ、朝鮮あめ、毛蟹などおいしい食べ物も忘れられません。

しかし、父が「これより立派な仕事はない」と確信したと話していましたが、警察官として朝鮮に渡り私の生まれたときは、朝鮮半島最北端の「レンボウ」という日本軍の飛行場を守衛する駐在署長として任務についており、自宅は駐在署官舎と家続きで、事務所には留置場がありました。留置場から朝鮮人でしょうか引き出されて、根棒やまきなどでぶんなぐられ大声で

叫んでいたのを聞きました。むごいことをしたものです。父から直接聞いた話ですが（戦後）

野良仕事をしている畑に、トラックで乗りつけ、「さあ乗れ」と朝鮮人をさらい日本に送りつけたそうです。

昭和20年8月15日、人々が道路に正座し天皇の玉音を聞きながら終戦を迎えました。父は「辱めを受けたらこれで死ぬ」とピストル1丁と弾を1箱おいてソ連に抑留されました。

私の家族（母、姉、私と弟2人、乳のみ子の末の妹）6人は、佐賀県人会のチャーターした明太船のやみ船で釜山に近い「ボッコシン」という浜で上陸（北朝鮮からのやみ船ですから直接接岸はできなかったのです）、それから釜山まで釜山から引揚船で博多へ無事たどり着きました。明太船は38度線を大まわりして1週間かかり、その間6人家族に水筒のふた1杯の水しか準備されていないなど考えられないような試練を受けましたが、歩いて引き揚げを試みた人々が次々に行き倒れした話を見聞きしましたが明太船での引き揚げは幸運でした。

日本に帰り着き父の郷里の親戚に厄介になっていたところ、父はもうだめだと思っていたのですが、ひょっこり帰ってきました。一家7人そろって生きて戦後を迎えたまれな幸せな例だったと思います。

侵略された国民の悲惨さは言うに及びませんが、侵略国の国民も合わせて悲惨な目にあうのです。

JMITU八幡地域支部 雪竹一徳

## 第29回なくせじん肺・アスベスト北九州集会

日時：10月17日（水）18時30分～20時30分

場所：健和会複合施設2階 地域交流スペース（小倉北区大手町14-2）

資料代：500円

内容：講演「スマートフォンを使ったアスベストの簡易観察法を身につけよう！」

講師 榊原洋子先生（愛知教育大学准教授）

報告「建設アスベスト訴訟に関して」（池上弁護士予定）